鹿嶋市立大同西小学校いじめ防止基本方針

1　いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1)　基本姿勢

いじめは，「どの学校にも，どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し，児童が発する小さなサインを見逃さないようにして，早期発見に努めるとともに，いじめが発生した際には学校全体で組織的に対処しなければならない。

いじめは，「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめは全ての児童に係わる問題である。見て見ぬふりをする「傍観者」は，いじめを助長する可能性がある。もし，いじめがあれば，それを止める仲裁者となれるよう，いじめを決して許さない意識を児童に育むことが大切である。

それらを踏まえて，大同西小学校に学ぶすべての児童が，安心して安全に生活し，学習できる学校づくりに努めていく。

(2)　共通理解事項

いじめは絶対にあってはならないし，決して許されない行為である。なぜならば，いじめは，いじめを受けた個人の教育を受ける権利を著しく侵害し，身体の健全な成長や，人格の形成への重大な影響をおよぼすだけでなく，個人の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるからである。

(3)　いじめの定義

いじめとは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」（法第２条第１項）をいう。なお，いじめの発生場所は学校内外を問わない。

【具体的ないじめの態様】

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
・仲間はずれ，集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたるする
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

2　いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため，「いじめの防止対策会議」を設置する。

(1)　会議は次の者で構成する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，その他校長が必要を認める者

(2)　上記の構成員のほか，校長が必要と認める場合，専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3)　会議は次に上げる事務を所掌する。
①　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
②　いじめの未然防止や早期発見に関すること
③　いじめ問題の確認とその対応に関すること
④　いじめ問題の具体的対応策を検討すること
⑤　いじめの相談窓口として相談を受けること
⑥　教職員研修の企画，立案に関すること
⑦　児童向けの研修や情報モラル教育に関すること

(4)　会議は校長が招集する。

(5)　会議は次の区分で招集する。
１回を定例会とし，いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合，その都度臨時会を招集する。いじめ問題において「重大事態」が生じたときとし，回数に制限はない。

(6)　本会議につながる組織として「生徒指導協議会」をもち，毎月１回の会議を通して「いじめ防止の体制づくり」を推進する。

(7)　その他，会議の運営に必要な事項は，校長が決定する。

３　いじめ防止等に関する取組

(1)　未然防止のための取組
児童の豊かな心を育成し，心の通う対人交流の能力の素地を養うことが，いじめの防止に資することから，道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに，全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア　授業，学級活動
児童の自己指導能力（そのとき，その場で，どのような行動が適切か，自分で考えて，決めて，実行する能力）を高め，社会性を育む。また，児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって，いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。
①　日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは絶対許されない行為」であるという学級の風土づくりに努める。
②　「笑わない。冷やかさない。馬鹿にしない。見ないふりをしない」を基盤とした学級経営を推進し，いじめを抑止できる仲裁者を育成する。また，いじめの傍観者は肯定に等しい行為であることを理解させる。
③　一人一人を大切にした「わかる授業づくり」を進める。
④　教職員による人権をないがしろにした不適切な認識や言動が児童を傷つけることや，教職員の不用意な発言が児童のいじめを助長した事例を踏まえて，指導の在り方に細心の注意を払う。
⑤　児童が自己有用感や自己肯定感を高められる場面や，困難な状況を乗り越えられるような体験活動・話し合い活動の機会等を設ける。

イ　児童会活動，学校行事，クラブ活動
いじめに向かわない児童を育成するため，児童会活動，学校行事及びクラブ活動の中で，全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し，児童が他の児童から認められる体験をもつことによって，自己有用感（自分は認められている，自分は大切にされてい

るといった思い）を高める。また，体験活動やボランティア活動等を通して，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ウ　教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前にいじめを認知し，適切な対応がとれるよう，日頃から児童と接する機会を多くもち，児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。また，定期的に行う児童との個別面談のときにも，いじめの被害を受けていないか等を確認する。

さらに，必要に応じて，スクールカウンセラー等を活用することを通して，教育相談体制を整える。

エ　インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため,児童からの情報を収集し，その把握に努める。また，情報が拡散すると完全な消去が困難であることから，児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう，発達段階に応じた情報モラルの教育を推進する。

(2)　早期発見のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという共通認識をもち，全ての教育活動を通じて，児童の観察等をすることで，変化を敏感に察知し，いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。

ア　学級担任

①　日ごろから児童を見守り信頼関係の構築に努める。
②　児童が示すサインや小さな変化を見逃さないように，危険信号を察知するアンテナを高くしておく。
③　休み時間や昼休み等に児童と雑談したり，日記指導等を活用して交友関係や悩みを把握する。
④　教育相談の機会を生かして児童理解を深める。＊個人面談や家庭訪問等

イ　養護教諭

保健室を利用する児童と雑談する中で，様子に配慮する。変化を感じたら，その機会に相談にのったり担任や生徒指導主事に連絡する。

ウ　生徒指導主事

①　学期毎の教育相談を立案する。
②　養護教諭やＳＣと連携を図り，相談室での相談体制を整備する。
③　休み時間や昼休みには校内パトロールを行う。放課後は学区内の巡視を行い，それぞれに児童の生活状況に異常がないかを確認する。

エ　管理職

①　児童及びその保護者，教職員が「いじめに関する相談」をできる校内体制を整備する。
②　教育相談体制が機能している（児童の悩みを受け止めている）か，定期的に検討する。

オ　アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月１回行い，いじめの早期発見に努める。いじめであると特定できなくても，疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

カ　保護者との連携

①　保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

・ホームページで学校の様子を知らせる。

・学校便りや学年通信を通して，学校の取組を随時知らせる。

・日頃から保護者との連携を密にする。

②　PTA 役員会議で児童の様子を話合う。

キ　相談窓口の周知

いじめの相談については，保健室や相談室の利用とともに，電話やメールによる相談窓口など，複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3)　いじめの対処

ア　被害者の保護

いじめの行為を確認した場合は，いじめられている児童を守り通すことを第一とする。また，被害者の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに，家庭での心のケアや見守りを依頼する等，協力して対応する。

①　当該児童の安全を確保する。徹底して守り通すことを伝え，不安を除去する。

＊　いじめを知らせてきた児童への対応も同じ。

②　当該児童にとって信頼できる人と連携し，当該児童に寄り添い支える体制をつくる。

③　「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。

イ　実態の把握

①　いじめを疑う行為を発見したら，その場で行為を止める。

（暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員が速やかに臨場する）

②　児童や保護者から「いじめではないか」と訴えや相談があったら，真摯に傾聴する。

③　発見や通報を受けたら，速やかに関係児童から聞き取りをするなど，いじめの正確な実態把握を行う。これに関する聞き取りを行う場合，他の児童の目に触れないよう，場所や時間等に慎重な配慮をする。

④　いじめた児童等が複数いる場合は，同時刻に，個別に聞き取りを行う。

⑤　得られた情報は，必ず記録に残す。

⑥　アンケートや個別面談等を実施し，速やかにいじめの全体像を把握する。

⑦　学校だけでは解決が困難な場合，事案に応じた専門機関と連携し，解決に向けた対応を図るとともに，把握した事実を学校設置者に報告する。

ウ　指導・支援体制の確立

①　正確な実態把握を行い，適正な指導・支援体制を組む。（役割の分担）

・　いじめられた児童への対応

・　いじめた児童への対応

・　それぞれの保護者への対応

・　市教育委員会や関係機関との連携（必要性の有無，窓口となる教員）

②　些細な兆候でも，いじめの疑いのある行為には，早い段階から的確に関わって行く。

③　児童の生命，身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに鹿嶋警察署（津賀駐在所）に通報し，援助を求める。

④　現状を常に把握し，随時，指導・支援体制に修正を加えながら「組織」で適切に対応する。

エ　加害児童への対応

毅然とした姿勢で指導する一方，しっかりと寄り添い，いじめを繰り返さないよう支援する。また，加害者の保護者へ速やかに連絡を取り，状況の説明を行うとともに，被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等，協力して対応する。

①　自らの行為に対する責任を自覚させる。いじめは人格を傷つけ，身体・生命・財産を脅かす卑劣な行為であることを理解させる。

②　必要に応じて，別室で個別指導をしたり，出席停止の措置をとる。

③　いじめた児童が抱える問題（交友関係や学習，進路，家庭の問題等）を把握し，対応する。いじめに向かわず，運動その他などで発散できるよう支援し，その力を育む。

④　いじめの背景にも目を向ける。

⑤　指導が十分な効果につながらない場合は，鹿嶋警察署（津賀駐在所）と連携する。

オ　学級担任等の対応

①　学級活動等で話し合い「いじめは絶対許されない行為だ。みんなで根絶しよう」という姿勢を醸成する。

②　いじめの傍観者だった児童にも，自分の問題として捉えさせる。

・制止できなくても，誰かに知らせる勇気をもつことの必要性を説く。

・はやしたてる等の行為をした児童へは，いじめに荷担する行為であることを理解させる。

カ　重大事態の調査と報告（詳細は６）

いじめを背景とした重大事態について，いつ，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどうのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については，学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。また，対策委員会及び調査委員会が行う調査に対し，学校は積極的に資料を提供するとともに，その調査の結果や助言を重んじ，主体的に再発防止に取り組む。

キ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上の不適切な書き込み等を行った場合，被害の拡大を避けるため，削除させる等の指導を行い，削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり，必要に応じて法務局の協力を求める。

４　地域，家庭及び関係機関等との連携

ア　地域との連携

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため，日頃から民生委員・児童委員，青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，必要に応じて，協力を得ながら対応する。

イ　保護者との連携

児童の状況を的確に把握するため，日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し，三者が連携して適切な対応を行う。

ウ　関係機関との連携

学校だけの対応では，指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は，速やかに警察，児童相談所，法務局等の関係機関に相談する。なお，いじめられている児童の生命又は身体の安全が驚かされているような場合には直ちに警察に通報する。

5　教職員研修の充実

いじめの問題の対する理解を深め，いじめ防止等を図るため，学校内における教職員研修の充実を図る。

(1)　実践的な研修

いじめ問題に関する実践的研修を行い，いじめの未然防止，早期発見，早期解決等に向けた技能の習得，図る。

(2)　事例からの研修

事例研修を通して，いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に，いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず，組織で対応するという共通認識を図る。併せて，同様のいじめの再発を防止する。

(3)　情報モラルに関する研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため，絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い，教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

6　重大事態への対処

児童がいじめにより，生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合，又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合，次の対処を行う。

【想定される重大事態】

〇児童がいじめを受けたことにより，下記の状況になったこと。

・児童が自殺を企図した場合。
・身体に重大な傷害を負った場合。
・金品に重大な被害を被った場合。
・精神性の疾患を発症した場合。
・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1)　発生報告

重大事態を発生した旨を，県教育委員会に報告する。

(2)　実態把握

当該事案に対応する調査を実施し，事実関係を速やかに把握する。

(3)　被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに，情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4)　加害者対応

いじめの加害児童に対しては，毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに，しっかりと寄り添い，いじめを繰り返さないよう指導，支援する。

(5)　調査結果報告

調査結果については，市教育委員会に報告するとともに，いじめを受けた児童と保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時，適切な方法で提供する。

(6)　市長への報告

上記調査結果については，市教育委員会を通じて，市長に報告する。

(7)　解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては，継続的な心のケア等，落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や，適切な学習に関しての支援等を行う。加害児童に対しては，適切な指導を行うとともに継続的に見守り，再発防止に努める。

(8)　同種事態の発生防止

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって,同種の事態の発生を防止する。